

報道機関 各位

資料提供 令和4年9月30日
産業労働部 エネルギー・資源振興課
新エネルギー振興班
担当者 坂本、工藤、東海林
TEL 018-860-2281
美の国あきたネット掲載 ☒ 有・無

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定について

経済産業大臣及び国土交通大臣が、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」を再エネ海域利用法に基づく促進区域として指定しました。

<概要>

洋上風力発電の導入促進を図る「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」を促進区域として指定し、その旨の公告が行われました。

【公告・発表】

- ・経済産業省資源エネルギー庁

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930004/20220930004.html>

- ・国土交通省港湾局

https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000261.html